

専 門 相 談

無料

# ネット上の 誹謗中傷等

でお悩みの方へ

電話相談窓口：078-891-7877

メール・対面（要予約）での相談も可



## 【電話受付時間】

	月	火	水	木	金
職員相談 9～17時	○	○	○	○	○
弁護士相談 15～17時	-	-	-	○	-

場所：県立のじぎく会館



- プロバイダ等への削除依頼の助言、法的手続きのご紹介等を行います。
- 解決を確約するものではありません。
- 裁判等の法的手続き費用は相談者のご負担になります。

- 令和4年7月に、侮辱罪が厳罰化され、同年11月には発信者情報開示の手続きが簡素化されました。
- 令和7年4月に、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

令和8年1月1日「インターネット人権侵害を防止する条例」が施行されました

兵庫県（公財）兵庫県人権啓発協会